

## 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しにかかる、 低所得者に十分配慮した激変緩和措置の実施について

四国部会提出  
説明担当 三好市

(理由)

平成26年10月15日に行われた、第82回社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者医療の保険料について軽減特例を見直しすることとされ、平成29年度保険料より見直す予定となっている。

この見直しにより、平成27年度保険料で9割軽減対象者(年額5,100円)や8・5割軽減対象者(年額7,600円)が平成29年度は7割軽減(年額15,800円)となり2～3倍の保険料となる。(保険料額は徳島県後期高齢者医療広域連合の均等割額より)

平成29年度からの見直し実施に向け、平成28年度に激変緩和措置について議論がなされるが、低所得者に十分配慮した内容とするよう国に要望する。